

長崎県医療機関食材料費高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関関係）

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	支援の内容はどのようなものか。	食材料費高騰の影響を受けた県内の医療機関の負担軽減を図り、医療サービス等の安定した提供を促進するため、定額の支援金を支給することとしています。  具体的には、以下の方法で算出した額を支援金として支給します。 ○病院、有床診療所（医科・歯科）：6,400円×許可病床数
2	対象・要件	対象となる医療機関は。	支援金の申請日時時点で、長崎県内で運営されている以下の施設となります。 ・医療法の規定に基づき開設の届出を行っている病院、有床診療所（医科・歯科）  ※ただし、対象外要件に該当していないこと。
3	対象・要件	対象外となる医療機関は。	以下の場合、支援の対象外となります。 ・所定の機関に開設の届出をしていない病院、有床診療所（歯科診療所を含む） ・地方公共団体が開設、運営又は出資する医療機関等（長崎県病院企業団を除く） ・社会福祉施設内医務室（診療所）、企業内診療所等の特定の方を対象とする事業所 ・申請日時時点で休止又は廃止されている施設 ・令和5年度中に休止又は廃止を予定している施設 ・申請日時時点で許可病床を全て休床している医療機関 ・令和5年度中に許可病床を全て休床する予定がある医療機関
4	対象・要件	公立の医療機関は対象外となるのか。	国又は地方公共団体（一部事務組合含む）が開設、運営又は出資する事業所については対象外となります。 具体的には、自衛隊病院（診療所）、長崎県病院企業団を除く県立・市町立・一部事務組合などの公立の機関、地方独立行政法人、などは支援の対象外となります。  なお、公的機関（独立行政法人、国立大学法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会など）は支援の対象となります。
5	対象・要件	令和5年度途中で休止・廃止した事業所は対象になるか。	申請日時時点で休止・廃止している事業者は対象となりません。 また、支給・申請要領第2に定めるとおり、「支援金の受領後も事業を継続する意図があること」を支給要件としておりますので、申請日時時点で対象施設を運営している場合であっても、令和5年度中に休止・廃止を予定されている事業者にあつては、当該施設に係る申請は控えていただきますようお願いいたします。
6	対象・要件	令和4年度に事業を休止し令和5年度に入って再開した事業所は対象になるか。	申請日時時点までに事業が再開されている場合は、対象となります。

長崎県医療機関食材料費高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関関係）

No	区分	質問	回答
7	対象・要件	令和5年度に新設した医療機関は支給の対象となるか。	支援金の申請書提出期限までに新設された施設は、支給の対象となります。
8	対象・要件	介護療養型医療施設としての機能も併せ持つが、医療機関、障害福祉施設等双方の支援金を受けられるのか。	介護療養型医療施設の定員数（介護指定病床数）を県長寿社会課へ申請を行っている場合は、同じ定員（病床）に対して重複して受給することはできません。 介護療養型医療施設が県長寿社会課が給付する支援金の支給を受ける場合は、医療機関対象の支援金の算定に用いる許可病床数から介護指定病床数を除いて申請するようにしてください。
9	対象・要件	医療型障害児入所施設としての機能も併せ持つが、医療機関、障害福祉施設等双方の支援金を受けられるのか。	医療機関と障害福祉施設の機能を兼ね備えている場合には、医療機関対象の支援金又は県障害福祉課が給付する障害福祉サービス施設・事業所対象の支援金のいずれかを選択してください（重複申請はできません）。
10	対象・要件	市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、当該市町内の施設について県の支援は行うのか。	各市町が、今年度の物価高騰への支援として、医療機関等に対し、支援を行っている場合、若しくは、今後、支援を行う予定の場合において、市町の支援を受ける事業所に対しても県の支援金を支給する予定としております。
11	対象・要件	令和5年7月18日から令和5年9月15日まで申請を受け付けていた長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金を受給しているが、今回も申請してよいのか。	前回申請・受給している場合も、今回の支援金を受給することができます。 ※前回（R5.7.18～R5.9.15）実施した長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金はエネルギー代の高騰に対する支援でしたが、今回は食材料費を対象としており、支援の対象経費が異なります。
12	申請方法等	申請方法はどのようにすればよいか。	県ホームページに申請書を掲載しますので、ダウンロードしていただき、郵送で県庁（送付先はホームページ等に掲載）へお送りください。
13	申請方法等	メールやFAXでの申請は可能か。	郵送のみの対応とさせていただきます。お手数ですが、郵送で県庁へお送りください。

長崎県医療機関食材料費高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関関係）

No	区分	質問	回答
14	申請方法等	郵送に簡易書留などの指定はあるか。	普通郵便でも差し支えありませんが、簡易書留やレターパックなどで郵送いただくと、届いたことが確実に確認できます。 郵便が届いたかどうかのお問い合わせには対応できない場合がありますので、ご了承ください。
15	申請方法等	申請書は事務局に持参できないか。	事務処理の都合上、郵送のみの取扱いとします。
16	申請方法等	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は原則として一致（法人名のみ名義は可）する必要があり、申請者と口座名義人が異なる場合は支払いができません。 ただし、やむを得ず異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載します。
17	申請方法等	振込先口座情報がわかる通帳の写しとは、通帳のどのページをコピーすればよいか。	支援金の振込みには、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義（カタカナ・漢字）等の情報が必要となりますので、通帳の表紙と表紙の裏のページ（表紙をめくった見開き1ページ目）の写しを添付してください。
18	申請方法等	インターネットバンキング等通帳がない口座の場合は、どのような書類を添付すればよいか。	支援金の振込みに必要な口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義（カタカナ・漢字）等）がわかる書類を添付してください。 インターネットバンキングの場合は、インターネット上で口座情報を確認できるページを印刷したもので差し支えありません。 当座口座の場合は、当座勘定照合表、残高証明書等口座情報が記載された書類を添付してください（口座情報以外の部分は黒塗りしていただいて構いません。）。
19	申請方法等	支給・申請要領第4に定められている「（4）その他必要な書類」とは、何を添付すればよいか。	申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、委任状を添付してください。 委任状を提出する必要がない場合は、「その他必要な書類」の添付は不要です。 ただし、県及び審査事務の受託者による審査の段階で追加で書類の提出を求める場合があります。

長崎県医療機関食材料費高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関関係）

No	区分	質問	回答
20	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和6年1月31日（水）までとなります。
21	申請方法等	申請は法人等の単位で行うのか、各医療機関で行うのか。	複数医療機関を設置している場合は、開設者の単位で申請していただくこととなります。様式第1号に医療機関ごとの支援金額と合計の申請額を記入するようにしてください。 ただし、申請1件あたり登録できる振込先口座は1件となりますので、医療機関ごとに振込先口座が異なる場合は、それぞれの医療機関で様式第1号を作成してください。
22	支援金額の算定方法等	許可病床数には、休床中の病床を含めてよいか。	休床中の病床数を含めて、許可病床数を用いて申請してください。  ただし、申請日時時点で医療機関内の全ての病床を休床している場合、または令和5年度中に全ての病床を休床する予定がある場合は、支援の対象外となります。 また、申請書に記載されている許可病床数が実際の許可病床数よりも少ない場合は、申請書に記載の許可病床数で支援金を算定しますので、ご注意ください。  介護療養型医療施設が県長寿社会課が給付する支援金の支給を受ける場合は、支援金の算定に用いる許可病床数から介護指定病床数を除いて申請するようにしてください。
23	支援金額の確定	支援金の金額が確定したら、文書で通知があるのか。	今年度は、確定通知書等の文書は発行いたしませんので、支援金の金額は申請書に記載いただいた振込先口座の通帳等でご確認をお願いします。
24	証拠書類	今回の支援金の支給を受けるにあたり、証拠書類などはどのようなものを揃えておけばよいか。	支援金の支給を受けるにあたって県に提出が必要な証拠書類はありませんが、県に提出した申請書の控えは必ず保管するようにお願いします。